

# 令和6年度川島町立小中学校・廃校体育施設・町民体育館・武道館開放施設等 利用団体登録方法について

(令和6年1月11日 教育長決裁)

## 1 団体登録について

下記の要件を満たしている団体で、登録の申請を教育委員会にすることで、登録できます。

- ・ 10名以上で構成された団体かつ町内在住または在勤のかたが半数以上であること。  
(会員名簿の在住・在勤欄に、○をつけてください。)
- ・ 団体会員全員がスポーツ安全保険や公民館総合補償制度などに加入し、活動中の怪我や事故だけでなく、施設や備品の破損などに対しても備えていること。
- ・ 施設の利用規則を守り、使用することができること。
- ・ 個人及び団体の営利を目的とした団体でないこと。  
(営利目的で会費や参加費を徴収している団体は、登録を認めませんのでご了承ください。)

以上の要件を確認したうえで『利用登録団体申請書』『利用団体会員名簿』『使用料減免申請書』の提出を受け付け、教育委員会で内容承認後に登録許可いたします。(申請内容に不備があった場合や、登録を許可することができない場合は、連絡いたします。)

(登録団体 → 教育委員会)

- ・ 利用登録団体申請書    利用団体会員名簿    使用料減免申請書    各1部
- ・ スポーツ保険等に加入したものが分かる書類のコピー

## 2 利用調整会議について

上記の手続を経て、利用団体として登録された団体には、定期的に行われる利用調整会議の開催などについて通知をいたしますので、出席をお願いいたします。また、登録されていない団体には、通知は送付いたしません。

以下は、登録後に必要な会議及び手続です。

- ・ 体育施設利用調整会議への出席 (コミュニティセンター等で開催します。)
- ・ 年度末 (例年2月頃) の利用登録団体長会議への出席 (次年度の登録の必要書類を配付します。)
- ・ 使用申請及び使用料の納付 (次の項目で説明します。)

### 3 使用申請記入及び使用料の納付について

利用調整会議で決定した使用日（仮予約）について、教育委員会に使用申請をするとともに使用料を納付（本申請）し、使用許可を受ける必要があります。

- ・申請場所は、コミュニティセンター1階窓口（月～土8：30～17：00）になります。

なお、日曜日、国民の祝日、年末年始は、申請・納付できません。

- ・必ず使用日の前日までに申請し、許可を受けてください。事後申請はできませんので、日曜や祝祭日などに使用する団体についてはご注意ください。
- ・申請後のキャンセルは、原則としてできません。ただし、台風・大雪など、利用にあたり団体会員に危険を及ぼす可能性がある場合や特別な事情があると認められるときは、次回以降の利用に振替可能とします。

(登録団体 → 教育委員会)

- ・使用申請書の記入
- ・使用料の納付

(教育委員会 → 登録団体)

- ・使用許可書及び領収書の発行

### 4 施設の利用について

施設の使用については、下記のことを厳守して使用すること。

- ・利用団体は、利用者心得に基づき利用すること。特に使用時間は厳守し、他登録団体や近隣住民の迷惑にならないよう充分配慮すること。

※利用可能時間は9：00～21：00です。特に夜間利用団体は、片付け・清掃・施設内の施錠確認・施設内の照明を消灯したことを確認のうえ、速やかに退出してください。

- ・使用時には代表者が許可書を携帯し、必要に応じて提示すること。
- ・小中学校体育館を使用する場合は、使用簿へ必要事項を記入すること。
- ・未成年者のみでの使用は認めない。必ず責任者の監視の下で活動すること。
- ・感染症予防に努めてください。特に、風邪に似た症状のある方、発熱している方は施設の利用を控えてください。

※上記内容について守られなかった場合は、使用許可の取消や、団体登録の抹消などの措置を取る場合があります。